

令和4年門審第10号

裁 決
漁船C乗揚事件

受 審 人 c
職 名 C船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人cの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の日時時刻及び場所
令和3年6月13日03時10分
長崎県阿連漁港
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船C
総 ト ン 数 4.9トン
登 録 長 11.56メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
漁船法馬力数 330キロワット

3 事実の経過

Cは、平成12年5月に進水し、船体の船尾寄りに操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、同部左舷側にGPSプロッター、同部右舷側にレーダー及び機関遠隔操縦装置を備えた、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、c受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年6月13日03時00分阿連漁港を発し、長崎県豆酩埼南西方沖合の漁場に向かった。

ところで、阿連漁港は、西方に開けた漁港で、港口には東側から順に沖防波堤、A防波堤、B防波堤と称する3基の防波堤が築造されており、沖防波堤の北端には黄色の簡易標識灯が、A防波堤の南端には阿連港A防波堤灯台（以下「A防波堤灯台」という。）が、B防波堤の北端には紅色の簡易標識灯及び南端には緑色の簡易標識灯がそれぞれ設置されていた。

また、沖防波堤南方には陸岸に沿って浅所が拡張しており、c受審人は、長年の航行経験から、同浅所の存在について十分に承知し、平素、夜間には目測でA防波堤灯台や簡易標識灯の灯火を確認しながら航行していた。

c受審人は、出航して間もなく、沖防波堤の北端を航過したところで海面に浮遊していたロープが推進器翼に巻き付いたことを認め、B防波堤南西付近で停船して同ロープの除去を試みたものの、直ちに除去できなかったため係留場所に引き返して除去作業を行うこととした。

c受審人は、GPSプロッターを0.5海里レンジで作動させて舵輪後方に立った姿勢で操船に当たり、03時07分A防波堤灯台から207度（真方位、以下同じ。）260メートルの地点で、3.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により左転を開始

して係留場所に向け発進した。

左転を開始したとき、c受審人は、沖防波堤南方の浅所が左舷方200メートルとなり、同浅所に向けて緩やかに左転しながら進行する状況となったが、防波堤の簡易標識灯の灯火等がよく視認できたので、同灯火等を頼りに航行すれば無難に係留場所に引き返せるものと思い、GPSプロッターを活用して同浅所との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、c受審人は、沖防波堤南方の浅所に向けて緩やかに左転しながら続航し、03時10分A防波堤灯台から174度330メートルの地点において、Cは、船首が045度を向いたとき、原速力のまま、同浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を生じ、のち廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、阿連漁港において、係留場所に向けて左転して帰航する際、船位の確認が不十分で、沖防波堤南方の浅所に向かって進行したことによって発生したものである。

c受審人は、夜間、阿連漁港において、係留場所に向けて左転して帰航する場合、沖防波堤南方の陸岸に沿って拡張する浅所に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して同浅所との相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、防波堤の簡易標識灯の灯火等を頼りに航行すれば無難に係留場所に引き返せるものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の

過失により、沖防波堤南方に拡張する浅所に向かって緩やかに左転しながら進行していることに気付かず、同浅所に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船させるに至った。

以上のc受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月9日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栞 原 和 栄

審判官 山 本 哲 也